



## 決 定 書

異議申出人

銚子市新生町2丁目7番地の4

勝 浦 清 吉

上記異議申出人（以下「申出人」という。）から令和5年4月25日付けをもって提起された同年4月23日執行の銚子市議会議員一般選挙（以下「本件選挙」という。）における当選の効力に関する異議の申出について、銚子市選挙管理委員会（以下「当委員会」という。）は、次のとおり決定する。

### 主 文

本件異議の申出を棄却する。

### 異議申出の要旨

#### 1 異議申出の趣旨

申出人は、本件選挙における最下位で当選人となった桶谷範幸（以下「最下位当選人」という。）の当選を無効とし、次点である勝浦清吉（以下「次点者」という。）を当選人とすることを決定を求める。

#### 2 異議申出の理由

最下位当選人と次点者の得票差が極めて僅差のため、無効票の再点検及び再計数をし、当選効力の確認をすべきである。

### 決定の理由

当委員会は、申出書の要件を満たしていることから、本件異議の申出を受理し、申出人の主張を厳正に、かつ、慎重に審理した。

その結果、最下位当選者と次点者の得票差が1票と極めて僅差であるため、申出人の求めのとおり、無効投票の計326票について、令和5年5月10日に開披再点検を行った。

開披再点検の結果について

当委員会は、令和5年5月10日に利害関係者の立会いのもと、投票用紙保存箱の梱包及び封印に異常のないことを確認した上で、無効投票の開披再点検を行った。

無効投票326票の再点検の結果、無効投票から有効投票に異動を生じるものと認められる投票は確認できなかった。

以上のとおり、最下位当選者と次点者の得票数に異動はなく、選挙会が確定したとおり、最下位当選者の当選は有効である。

よって、当委員会は主文のとおり決定する。

令和5年5月15日

銚子市選挙管理委員会

委員長 谷口博則

教 示

この決定に不服のある者は、この決定書の交付を受けた日又は公職選挙法（昭和25年法律第100号）第215条の規定による告示の日から21日以内に、文書で千葉県選挙管理委員会に審査を申し立てることができる（公職選挙法第206条第2項）。